

○南伊豆地域清掃施設組合職員等の旅費に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第12号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合職員等の旅費に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消等における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、交通機関又は宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令等変更の申請)

第4条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(路程の計算)

第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算しがたい場合には、前項第3号の規定に準じて計算することができる。

(公用自動車による出張)

第6条 条例第20条第2項に規定する日当は、次のとおりとする。

- (1) 旅行先が賀茂郡内である場合は、支給しない。
- (2) 旅行先が伊東市、伊豆市又は伊豆の国市である場合は、1日につき1,300円とする。
- (3) 旅行先が前2号以外である場合は、1日につき2,000円とする。

2 職員が公務のため公用自動車を運転し、前項第3号の旅行先へ出張する場合には、当該日当の額を加給する。

(旅費の調整)

第7条 条例第23条の規定による旅費の調整は、次の各号による。

- (1) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適当でない場合には、これらの旅費は支給しないものとする。
- (2) 組合の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、これらの旅費は支給しないものとする。
- (3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、特別の事情又は当該旅行の性質上この規則により難い場合の旅費は、その都度定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。